

# はなみずき会 ( Hanamizuki-kai, Inc. )

## 定款

### 第一条 総則

#### 1.1 名称

本法人の名称は、はなみずき会 ( Hanamizuki-kai, Inc. ) と称し、以下「本法人」とする。

#### 1.2 事務所

本法人の本社をジョージア州に置く。

### 第二条 構成員

#### 2.1 構成員

ジョージア日本人商工会をもって、本法人の唯一の構成員とする。

#### 2.2 構成員の地位の移転

構成員たる地位は移転することができない。

### 第三条 賛助会員

#### 3.1 賛助会員

本法人は、本法人の構成員でない賛助会員を有することができる。商工会会員は賛助会員の資格を有する。

#### 3.2 賛助会の入会

本法人に入会を希望する個人は、何時にても本法人に賛助会員入会申請書を提出することができるが、申請は年間賛助会費を添えて行うものとする。

- (a) 年間賛助会費は、毎年一度に全額を支払うこととする。
- (b) 一会計年度途中に入会した賛助会員は、その会費は月割とする。
- (c) 理由の如何を問わず、受領した賛助会費は賛助会員に返還されることはない。

#### 3.3 賛助会員の退会、停会、又は除名

- (a) 賛助会員は会長に対して文書による通知を行うことで、何時にても賛助会員の地位から退くことができる。
- (b) 賛助会員の地位は、本法人の目的に合致しない行為又は行動を理由として、又は賛助会費等の不払いを理由として、理事会の決議をもって除名することができる。
- (c) 除名され又は退会した賛助会員の賛助会員としての全ての権利、特権は、除名又は退会によって即時に終了する。除名され又は退会した賛助会員は、本法人に支払われた賛助会費その他の返還を求めることができない。

#### 3.4 賛助会員の投票権

賛助会員は、本法人の如何なる事項にも投票を行う権限を有さず、又構成委員総会へ出席する権限もない。

### 3.5 賛助会員たる地位の移転

賛助会員たる地位は、他に移転することができない。

## 第四条 会計年度

本法人の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終了する。

## 第五条 構成員総会

### 5.1 定例総会

- (a) 構成員の定例総会は、毎年4月又は5月に開催される。
- (b) 定例総会の目的は、本法人の財務状況並びに行動に関する報告、及び担当委員の財務予想を承認し、且つ理事会が総会に咨るその他の事項を審議する。

### 5.2 特別総会

理事会又は会長の要請により、理事会又は会長が指定した日時、場所において、構成員の特別総会を開催することができる。

### 5.3 総会の通知

事務局長は、総会の開催日の少なくとも10日以上前に、総会の日時、場所を通知しなければならない。特別総会の場合には、会議の目的もあわせて通知するものとするが、定例総会の場合には通知に記載の如何を問わず、如何なる事項をも審議することができる。

### 5.4 定足数

如何なる構成員総会においても、構成員の出席をもって定足数とする。

### 5.5 代理

如何なる構成総会において、又本法人との一切の関係及び通信において、構成員はその執行役員又は適法に授権された代表者によって代理されることとし、かような者の出席は構成員自身の出席と見做す。

## 第六条 理事会

### 6.1 権限

本法人の財産及び事務は、理事会によって運営されるものとする。本定款が明示に与えた権限に加えて、理事会は、法律、設立定款、又は本定款によって禁じられていない全ての法人の権限を行使し、合法的な全ての行動を行う事ができる。

## 6.2 任期

本法人の理事会は、構成員総会において構成員によって選任される。理事会の員数は7名以下とする。理事の任期は1年とし、選任から翌年の選任までとする。

## 6.3 理事会

- (a) 毎年、2回以上の理事会の会合を行うこととし、少なくとも毎年3月に1回、構成員の定例総会の後に一度開催されるものとする。
- (b) 3月の会合の目的は、役員を選出し、帳簿を検査し理事会の要請にしたがって定期的に検査を報告する監査人を選任することにある。

## 6.4 特別理事会

特別理事会は会長により三日以上の事前の通知を以って招集され、また2名以上の理事の請求により会長又は事務局長によって同様な通知をもって招集される。特別理事会は会合の通知に記載された日時場所において（ジョージア州の内外を問わない）開催される。

## 6.5 目的の通知の不要

理事会の通知は、会合の目的を明示する必要はない。

## 6.6 定足数

理事会の全ての会合において、理事の過半数の出席をもって、必要十分な定足数とする。定足数に足りる理事が出席した理事会における過半数の理事による行為は、法律、成立定款、又は本定款に特に定められている場合を除いて、理事会の行動とする。定足数に満たない場合には、時宜に応じて、定足数を満たすまで出席者の過半数をもって会議を延期することができる。延期の決定は、延期が決定された会合において宣言されるだけで足りる。

## 6.7 会議を開催しない場合

理事会において決定することを要求され又は許容される行動については、事前に理事の全員が書面に署名することにより同意を行い、且つ当該同意書面が理事会の議事録に挿入された場合には、会議を開催しないで当該決定をすることができる。

## 第七条 役員

### 7.1 役員

- (a) 本法人の行動及び運営は、以下の者からなる役員がこれを行う。

会長

事務局長

## 財務部長

- (b) 会長、財務部長、及び事務局長は、毎年理事会の定例会において選出され、任期は1年、又は後任者が選出されるまでとする。
- (c) 理事会は、時宜に応じて、理事会が定める権限と任務を有する副会長、財務部長補佐、事務局長補佐を理事会が定める期間を任期として任命することができる。

### 7.2 役員の兼務

会長と事務局長を兼任することができないことを除き、複数の役員を兼務することができる。

### 7.3 役員の更迭

本法人の最大の利益と判断する場合には、理事会は役員を更迭することができる。

### 7.4 会長

会長は、本法人の首席執行委員であり且つ法人の事務を総理する。会長は、理事会の全ての命令及び決議の実施を監督する。会長は理事会を招集し且つ会議の議長を勤める。

### 7.5 財務部長

財務部長は、本法人の全ての資産、出納につき責任を負い、理事会の指定する信託会社或いは預金機関に本法人の名義において金銭等を預託する。財務部長は、定例総会において、構成員及び会長に対して、要請に応じて、本法人の財務状況を報告し、且つ本法人の会計に付随する事項を担当し、更に理事会が指定するその他の任務を行う。

### 7.6 事務局長

事務局長は、全ての構成員総会及び理事会に出席し、投票及び議事についての記録をとり、この記録を管理する。事務局長は理事会の開催に必要な通知を発し、理事会が指定するその他の任務を行う。

### 7.7 欠員

会長、財務部長、又は事務局長の職に欠員が生じた場合、理由の如何に問わず、理事会は、当該欠員を生じた職務を執行する後任役員を任命し、当該役員は前任者の残余の任期を勤める。

## 第八条 シール

法人のシールは、理事会が時宜に応じて定めるところによる。

## 第九条 解散

本法人の解散の場合には、又はここに規定した目的の追行を断念する場合には、法人の全ての資産は、理事会が選択した非営利、慈善的、或いは教育目的の法人、又は所得税免除の事業組織、又は商工会議所に分配される。

## 第十条 通知、及び通知の放棄

### 10.1 通知の方法

本定款に特段の規定がある場合を除き、本定款において構成員、理事、又は役員への通知が要求される場合には、手渡し、ファックス、電子メール又は構成員、理事、又は役員へ住所宛への信書によって通知を行い、当該通知はそのように発信され又は郵便に付したときに行われたものと見做す。

### 10.2 通知の放棄

法律、設立定款、又は本定款において、通知を行う事が要求されている場合には、当該通知を受けるものが行うファックス又は電子メールを含む書面による放棄は、事前事後を問わず通知があったものと見做す。現に、或いは委任状によって会議に出席している者に対しては通知の必要はない。

## 第十一条改正

### 11.1 本定款の改正権

設立定款及び本定款を改正し又は廃止し、或いは新たな定款を採択する権利は、構成員が留保する。

### 11.2 改正の記録

本定款の規定が改正され、又は新定款が採択された場合には、オリジナルの定款を保管する定款のファイルに写しを挿入するものとする。